

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく対応等について

### 1 内閣官房事務連絡の状況等について

#### (1)「7月10日以降における都道府県の対応について」(R2.7.8 付) 【参考資料1】

- ① 7月10日以降は、これまでの方針のとおり催物開催制限等について段階的に緩和を行うこと。
- ② 都道府県は、外出時や催物開催時、施設における感染防止策について、改めて注意等を促すこと。
- ③ 催物開催における人数・収容率の要件について、屋内・屋外のみで区別されるものではなく、座席・収容定員の有無により、定員の半分以下又は人との距離の確保の基準を用いる解釈とすること。
- ④ 都道府県は、全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについて、事前相談に係る対応を行うこと。



#### 本県の対応

- イ) 7月10日以降について、催物開催制限等について段階的に緩和。
- ロ) 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについて、各部局において担当施設に係る事前相談の対応を実施。

#### (2)「感染が拡大している都道府県における対応について」(R2.7.17 付) 【参考資料2】

- ① 感染が拡大している都道府県は、特措法第24条第9項に基づき、「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」に対し、感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。
- ② 感染が拡大している都道府県は、住民に対し、特措法第24条第9項に基づき、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛の協力要請を行うこと。併せて、都道府県において、感染拡大予防ガイドライン遵守に関するステッカーの配布等の取組を推進し、適切に周知等を行うこと。
- ③ 感染が拡大している都道府県は、①②の対策による効果を見極めつつ、感染拡大予防ガイドラインを遵守しない飲食店に対して、特措法第24条第9項に基づく休業要請等を行うことについて、検討すること。
- ④ 特措法第24条第9項に基づく要請について、個々の事業者や施設の管理者等を対象に行って差し支えないこと。



#### 本県の対応 【資料3】

- イ) 特措法第24条第9項に基づき、「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」に対して、感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう要請(7/20から当面の間)。
- ロ) 特措法第24条第9項に基づき、県民に対し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛の協力を要請(7/20から当面の間)。
- ハ) 「感染防止対策実施中ポスター」(飲食店用)の運用開始(8/3から) 【資料6】

### **(3)「8月1日以降における催物の開催制限等について」(R2.7.23 付)【参考資料3】**

- ① 8月以降のイベント開催については、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限(屋内、屋外ともに5,000人以下及び屋内は収容定員の半分程度以内、屋外は人との距離の確保)を維持すること。

※9月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知。

- ② 都道府県は祭り、花火大会、野外フェスティバル等について、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるもの等については、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。(全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限は撤廃)



#### **本県の対応(案)【資料4】**

イ) 催物開催について、8月31日までは現在の開催制限(屋内、屋外ともに5,000人以下及び屋内は収容定員の半分程度以内、屋外は人との距離の確保)を維持する。

ロ) 祭り、花火大会、野外フェスティバル等について、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう要請。

※「外出について」、「職場における取組について」、「施設における取組について」の要請についても継続。

## **2 今後の予定について**

本日(7月31日)開催の、国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」において、都道府県が対策を強化する判断指標等について、協議が行われる予定である。

本県としては、国の動向等を踏まえ、特措法による要請を含め、本部長の指示のもと、機動的に対応を行っていく。